

農業会議通信



平成26年度岩手県農業会議定期総会において挨拶する佐々木会長

食料・農業・農村基本計画への期待

東日本大震災・津波から4年の歳月が経ちました。被災地では、地域の方々のご努力により、農地の復旧や経営発展のための農業生産法人の設立など復興に向けての明るい光が見え始めてきました。

しかしながら、地域によっては、担い手の確保・育成、復旧農地等の利用調整、耕作放棄地の発生懸念など多くの課題を抱えております。農業委員をはじめ、地域の皆さんの話し合いで解決の道筋を一日も早く見いだすことを期待しております。

さて、平成26年度は、当会議が昭和29年8月に設立されて以来、60周年の節目の年にあつて、これまでの先達の足跡の上に力強い一歩を踏み出した意義ある1年でありました。

このような中にあつて、国においては、平成22年3月に民主党政権下において策定された「食料・農業・農村基本計画」の見直しが進められ、新たな計画が閣議決定されました。基本計画の達成に向け、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展、農村の振興などのための施策の充実強化を期待しております。

焦点のひとつであった食料自給率目標は、50%から45%に引き下げられるが、中長期的には世界の食糧需給が逼迫する可能性も示唆されており、新興国との食料調達の競合や輸出国の輸出規制等により、我が国の食料の安定的な輸入の確保に支障が生じる事態も懸念されている。今後、目標の引き下げによって、国の農業・農村政策が後退することのないよう、目標達成に向けての具体的な施策が示される

必要があります。農業委員会系統組織として、国や県選出国会議員等に対し、農業施策の充実を強く働きかけて参ります。さらには、規制改革の目玉として農業委員会制度・組織の見直しが進められました。

見直しの当初案は、現場の実情を踏まえたものとは言い難く、様々な問題を孕んでおりましたので、昨年度は市町村農業委員会と一緒になつて、農業者の立場と目線から、実効性が確保される制度・組織として整備されるよう県選出国会議員等に対して強く要望して参りました。

今後、「農業委員会等に関する法律」の一部を改正する法律案要綱・法律案」が閣議決定され、今通常国会に提出されることが確実となりました。

改革の目的である農業者の所得向上と農業・農村の活性化につながるよう地域の実情を踏まえて、議論が深められるよう期待するとともに、審議の状況によっては、附帯決議等を求めるなど、現場に混乱が生じることはないよう、国会対策を強化する必要があると考えています。

3月24日に開催した平成26年度定期総会において、27年度の事業計画等を決定していただきました。

総会の議決に基づき、農業委員会・農業委員が「自信と誇り」「やる気」「情熱」を持って、地域に根ざした活動ができるよう「土地と人」対策を通じた地域農業の維持・発展のための活動などを支援して参ります。

岩手県農業会議会長 佐々木 和博

オピニオン
コーナー

農地制度改革の行方

◆これまでどう変わってきたか
農地制度はこれまで、幾多の変遷を経てきました。

その制度の中心である農地法は、戦後の農地改革の成果を維持し、広範な自作農を育成するため、それまでの農地調整法、自作農創設特別措置法、土地(強制)譲渡令の三法令を統合して昭和27年に制定されたものです。農地は耕す者が所有するという「自作農主義」を明確にしたのがこの農地法でありました。

その結果、小作地は大幅に解放され、殆どの農家が自作農となり、生産高も飛躍的に増大した(コメの国内自給が可能となった)、戦後の民主化や経済成長に結びついたと評価されてきました。

しかしながら、その後の社会・経済条件の急激な変化(主に農地の価格高騰により所有による規模拡大が困難に)に伴い、農地法は自作農主義↓耕作者主義↓利用者主義へと内容が改正され、一般株式会社等の参入要件も緩和されてきました。

その一方で、旧農業基本法を目指す経営規模の拡大を目指す構造政策が掲げられ、そのため、農地の流動化が求められるようになってきた。

中でも農業経営基盤強化法は、厳格である農地法のバイパス法として、利用権設定と認定

農業者制度を柱として制定され、担い手へ農地を集積することを目的とするものでした。

現在の農地中間管理事業法も、公的な機構が介在して、農地の八割を担い手へ集積させようとするものです。

(註) 主に農地法、農業経営基盤強化法、農業委員会法が農地三法と呼ばれています。これに加え、昨年度は農地中間管理事業法が新たに制定されました。

◆今、何が変わろうとしているか
今般の農地制度をめぐる動きは、農業委員会法と農地法および地方分権一括法の改正による転用案件の知事等への権限移譲です。

いずれも、今国会へ提案されます。法案審議における議論が注目されるどころです。(農地中間事業法では一部修正があり、付帯決議も採択されている)農地制度の番人とも称される農業委員会法の改正については、この号の別稿に譲ります。

◆農業生産法人要件の緩和を通じた企業参入
農地法改正の重点は、農業生産法人の要件の見直しです。

一言でいえば、企業の農業参入の自由化を、さらに一歩進める意味があります。

現行法制では、農地を所有できる法人は農業生産法人に限ら

れています。

その農業生産法人には、農事組合法人や特例有限会社、持分会社などが含まれますが、二〇〇〇年には農地法改正で株式会社形態(株式譲渡制限付き)も認められました。

二〇〇九年には、同じくリース方式(解除条件付き)による企業参入が完全自由化されています。

これらの背景として、農業者の急速な高齢化や耕作放棄地の拡大を受け、企業参入を含めた農地の有効利用を進めざるを得なかった面もあります。

それでは改正点を見てみます。一つは、呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改められます。

二つは、役員の仕事が農作業に従事するが、役員または重要な使用人のうち一人が、農作業に従事すればよいこととなります。(これまでは役員の過半が常時従事者で、さらにその過半が農作業に従事とされていた)

三つは、構成員要件です。農業関係者が議決権の2分の1以上でそれ以外の2分の1未満のものには会社でも誰でもよい(これまででは農業関係者が4分の3以上で、それ以外は、継続的取引関係者に限り原則4分の1未満まで)

これの意味するところは、ぎ

りぎりの段階まで、企業が農地の所有権等を(間接的ではあるが)取得でき易くなる、といえます。

◆これからどう変わる

政府は施行後五年を目途として、農地利用の最適化の推進の状況等を勘案し更なる見直しを予定しています。

今後とも農地制度は、ある方向へ変わっていくことと想われます。

その行き着く先はどこか? その農地制度とはどんなものか? それは誰にとつて良いものか? それでもつて農業はどうなるのかを、想像してみることが必要でしょう。

企業(株式会社)の農地所有「完全自由化」論も根強いものがあり、当面、更なる農業生産法人制度の緩和の動きが続きます。そして、次の一手は、農外出資者による議決権の五〇%ライソンの突破でしょう。

その時、農業生産法人への企業参入は、ほぼ完成に近づきます。

※蛇足ですが、今回の改正で農業生産法人の要件が緩和されますが、農業委員会には油断することなく、これまでも増して、その要件確認を徹底する必要があります。

(文責 河村茂幹)

農業委員会組織・制度改革にあたって

◆改革に係る法律案の骨子
①農業委員会事務の重点化
②農業委員の選出方法
③農地利用最適化推進委員

◆法律案の骨子に対する受け止め
①農業委員及び推進委員は、地域（区域）の推薦、公募により、農業委員会は市町村長、推進委員は農業委員会が選任することとなるが、現場が一体となり、同じ目標に向かって連携・協力して取り組むことができる体制とする必要があり。また、本県では、全ての農業委員会に女性農業委員が登用されていますが、議会推薦による選任制度が廃止されることで、女性

◆今後の系統組織の対応等
改正法案の国会審議は、現在のとおり、4月の統一地方選挙後の5月連休前後になるものと見込まれていますが、系統組織の意見が反映されるよう、国会対策を強化するとともに、衆参農林水産委員会の議論において、必要な事項については政省令や付帯決議の実施を働きかけていきます。

◆結び
農業委員会系統組織は、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を通じて農地の適正利用を図るなど、農業・農村の振興に向けて重要な役割を果たしてきましたが、系統組織が発足してから既に60余年を数え、時代の経過とともに、農業・農村をめぐる環境も大きく変化しています。

◆農業委員の過半は認定農業者にする
農業者の過半は認定農業者にするのと同時に、農業委員会の事務に
関し利害関係を有しない者が含まれるようにし、市町村長は、委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する。議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止する。

◆農業者の過半は認定農業者にする
農業者の過半は認定農業者にするのと同時に、農業委員会の事務に
関し利害関係を有しない者が含まれるようにし、市町村長は、委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する。議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止する。

法律の施行の際、現に在任する農業委員は、任期満了の日までの間、従前の例により在任するなど、所要の経過措置を設ける。

◆農地利用最適化推進委員
農業委員会は、農業委員とは別に農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う推進委員を委嘱するが、その際、区域ごとに推薦・募集を行い、その結果を公表し尊重することができる。農業委員と兼ねることのできないこととし、担当区域内の農地等に関し、必要な事項について、農業委員会に出席して意見を述べることが出来る。

◆農業者の過半は認定農業者にする
農業者の過半は認定農業者にするのと同時に、農業委員会の事務に
関し利害関係を有しない者が含まれるようにし、市町村長は、委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する。議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止する。

農業委員が減ってしまうのではないかと、さらに、改正法成立から施行までの期間でしっかりとした体制を構築できるかなど、現場が混乱しないようにしていただくかなければなりません。②意見の公表・建議が法令事務から削除され、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善については具体的な意見を提出できるとされていますが、農業者の声や意向を踏まえたその時々々の農政課題をしつかりと建議していくためには、幅広く解釈できるようにしていただくかなければなりません。これら懸念される事柄については、政省令等でしっかりと規定してもらい、必要があります。

◆結び
農業委員会系統組織は、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を通じて農地の適正利用を図るなど、農業・農村の振興に向けて重要な役割を果たしてきましたが、系統組織が発足してから既に60余年を数え、時代の経過とともに、農業・農村をめぐる環境も大きく変化しています。昨年スタートした国の農政改革の実現を図るためには、顧客（農業者、生産組織等）のニーズに的確に応え得る支援活動が、従来にも増して重要となっており、系統組織の使命と役割は変わることはありません。また、3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画には、60代以下の農業就業者数の確保、荒廃農地の発生抑制が掲げられています。今回の改革が系統組織の活動に支障をきたすことがあってはなりません。今後、国会において、改正法案の審議が行われますが、地域の実情を踏まえ、改革の目的である農業者の所得向上と農業・農村の活性化につながるよう進めて欲しいものです。農業会議においても、決意を新たに、さらに邁進していきます。（文責 村上勝郎）



第44回日本農業賞大賞を受賞

雫石町 (有)ファーム菅久

雫石町中沼で減農薬・減化学肥料栽培を行う農業生産法人(有)ファーム菅久(菅原久耕代表取締役社長)は、第44回日本農業賞(JA全中、JA都道府県中央会、日本放送協会主催)で個別経営の部で大賞を受賞しました。

雫石町農業委員会会長でもある菅原久耕氏は妻・良子氏、次女・紋子氏とともに、水稲、小麦など67ha、作業受託64haに加え、農産物加工・販売、産直など6次産業化にも積極的に取り組み、高収益を上げていることなどが高く評価されたものです。



紫波町農業委員会



紫波町農業委員会
前会長
浦田輝夫 氏

このたび、国の平成26年度農業委員会及び農業委員表彰において、紫波町農業委員会前会長の浦田輝夫氏と町農業委員会が同時に

浦田前会長農林水産大臣賞受賞

同農業委員会も受賞

農林水産大臣賞を受賞しました。この賞は、農林水産功績者表彰規程に基づき、農業委員会の事務の遂行に功績が顕著な農業委員会又は農業委員に対して農林水産大臣が表彰するもので、1月に決定されました。

これは、浦田前会長及び紫波町農業委員会が、農地問題等について、移動農業委員会の開催など多様な活動を展開し、遊休農地の発生防止などに成果を上げたことが高く評価されたものです。

岩手町農業委員会が平成26年度農山漁村男女共同参画優良活動表彰で最優秀賞受賞

農山漁村男女共同参画推進協議会(事務局・一般社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会)が主催する平成26年度農山漁村男女共同参画優良活動表彰において、本会が推薦した岩手町農業委員会(松本良子会長)が、組織における女性登用部門で最優秀賞(農林水産大臣賞)を受賞しました。

この表彰は、国が「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」とすることを目指していることを受け、女性の参画を積極的に推進している組織等を表彰し、農山漁村における男女共同参画の取組の推進に資するため、毎年行われているものです。

岩手町農業委員会では、以前から「岩手町農業女性連携会議」への活動支援等を通じ、女性が農業委員に登用されやすい環境づくりに努めてきたことで、昨年の農業委員の改選において女性農業委員が4人から6人に増加しました。

女性委員の人数、公選の女性農業委員5人内1人の人数です。さらに、県内初の女性の農業委員会会長が誕生したことも高い評価を受けることに繋がっており、今年度の受賞に結びつきました。



表彰に臨む松本良子会長



活動報告を行う松本良子会長

改選の際、「岩手町農業女性連携会議」では、町長及び町議会議長へ女性農業委員の選任を要請し、議会推薦2人のうち1人を女性委員の枠を確保しています。これとあわせて、「二期議会推薦を受けたら、二期目は公選に出ること」を目標に掲げ、取り組んでいます。

また、農業委員の取り組みにおいても、女性農業委員の意見・提言が農業委員会の事業計画及び活動に反映されて各種事業が行われており、家族経営協定締結の促進や農業委員研修の実施などにおいて着実な成果に結びついています。

本表彰式は、去る3月4日に東京で行われ、当日は他の部門での受賞者とともに表彰式に臨み、その後に行われた活動報告の発表では、松本会長が前出の内容とともに、県内全農業委員会女性委員が誕生したことも披露しました。

私もひとこと

震災を乗り越えて



山田町農業委員会
会長
木村 良一

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、岩手県沿岸市町村に未曾有の被害をもたらしました。きままる流にいえば「あれから4年」、本町でも去る3月11日は、追悼式典が行われ、亡くなられた皆様に対し、哀悼の祈りを捧げたところでもあります。震災後の復興については、国、岩手県や県内外の自治体、各種団体のご協力・ご支援もあり、着実に進みつつあります。

今、震災当時のことを思い起こすと、当時の混乱の様子が昨日のように浮かんできます。人間の記憶は、強い印象のあった出来事は、なかなか忘れないといいますが、震災当日からしばらくの間に起こったできごとは忘れようとしても忘れることができません。

幸いにして、私の自宅は海岸線からは離れており、津波の被害を直接うけることはありませんでしたが、町内で多くの方々が亡くなられ、また、多数の避難している

方々がいると聞き、私にできることは何かないかと考え、自宅で蓄えていた玄米を精米し、おにぎりを家族総出で作り、毎日、避難所に届けました。

そのような混乱のなか、農業委員会の総会の期日である3月24日が迫ってきました。当時、私は会長職務代理者でしたが、会長、事務局長、事務局職員の方々と相談のうえ、総会を開催することとしました。3月10日に農地転用の申請は締め切られており、申請された農家の皆さんは、議案が審議されることを期待されておりました。農業委員や農業委員会事務局の職員の中には、自宅を流失された方もいましたが、農業委員は職員に限らず、役場職員は、業務を優先し、何日も役場に泊まり込み、膨大な業務を処理してまいりました。震災直後の通信手段も機能しない中、農業委員会職員の皆さんは、農業委員宅を直接訪問し、安否を確認、総会の開催通知を手渡ししました。

そして、総会開催日、3月24日を迎えました。役場庁舎も津波が押し寄せましたが、会議は、幸い被害を免れた役場の停電している会議室で開催することができました。会議室から見える町の惨状を見て、言葉にならない驚愕を覚えました。言葉にならない驚愕を覚えました。委員の皆さんが無事であったことを不幸中の幸いと喜び合い、今後の町の復興、農業振興への意気込みを再確認したのでした。

最後に、拙稿をお読みの関係各位から、山田町への震災以後のご援助を改めて感謝申し上げます。

岩手県農業会議副会長、監査委員選挙結果等のお知らせ

去る3月24日(火)に「エスポワールいわて」において、平成26年度岩手県農業会議定期総会が開催され、副会長及び監査委員、各1名の欠員に伴う選挙が行われました。

その結果、一関市農業委員会

長伊藤公夫氏が副会長に、大船渡市農業委員会会長鈴木幸雄氏が監査委員に選出されました。

また、事務局長の任命にかかる意見聴取も行われ、山田互(前盛岡広域振興局農政部長)の任命が同意されました。



副会長
伊藤 公夫



監査委員
鈴木 幸雄



事務局長
山田 互

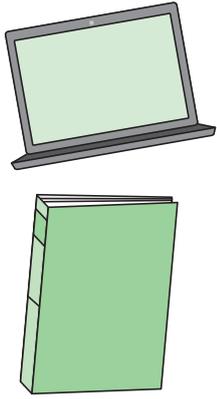
農地台帳と地図の公表について

前号(43号・1月1日発行)においてお知らせしましたが、昨年4月施行の改正農地法により、農業委員会は、保有する農地の情報を一筆ごとに整備して、農地台帳を作成することや電子化することが義務づけられました。

また、地図についてもインターネットや窓口等で公表するよう定められ、4月1日から公表がスタートします。この公表にあたっては、全国農業会議所が農業委員会から委託を受け、「農地情報公開システム」を利用して、誰もがパソコンとインターネットを使って、地図上で市街化区域などを除き、農地の所在や意向などの基本情報を見ることができるようにならざるを得ない仕組みを提供します。

農地を借りたい人は、インターネットで確認したり、農業委員会の窓口でも申請により閲覧することができるようになります。

このことから、公表に際しては、法令等関係通知に則って行うこと、また、市町村条例に沿った対応が求められます。各農業委員会におかれましては、公表の意義を踏まえた対応をお願いいたしますとともに、農業会議においても公表が円滑に行われるよう、引き続き支援してまいります。



全国農業新聞普及ニュース

「平成27年度普及目標達成に向けた取り組みを！」

今年度の普及目標は「年間平均部数4000部以上」としており、6月〜7月には前期普及強調月間がスタートしますので、各農業委員会におかれましては、年間の普及推進計画を作成いただくとともに、目標達成に向け農業委員、農業委員会事務局一丸となってお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

また、平成26年の普及推進の取組により、平成27年全国情報会議で次の農業委員会、農業委員が表彰されます。大健闘された皆様に感謝申し上げます。

◆普及拡張特別優秀農業委員会表彰で3農業委員会が全国10傑に入賞

- ①農業委員数対比普及率の部 紫波町農業委員会第5位

②増加部数の部

遠野市農業委員会第1位

大船渡市農業委員会第4位

◆情報活動功労者表彰で農業委員2名が受賞

大船渡市農業委員会 鈴木幸雄会長

遠野市農業委員会 濱田平八郎委員

表彰される農業委員、農業委員会の皆様おめでとうございます。

《お知らせ》

全国農業新聞の購読料が4月から月額600円から700円に改定となりました。紙面の内容充実に努めて参りますので、引き続きのご愛顧をお願い申し上げます。

27年4月から6月までの主要な行事

Table with 2 columns: 開催時期 (Date) and 行事名 (Event Name). It lists various agricultural events from April to June, including national information conferences, training sessions for agricultural committees, and regional meetings.

新刊図書のご案内



農地転用許可制度マニュアル 改訂版 農家等への説明などに最適!

農地転用許可制度について簡潔に示したマニュアルです。農地転用申請者への説明などにご活用下さい。農地転用許可制度の内容、許可事務の流れ、審査事項、農地区区分と判断基準、市街化区域内の農地転用届出、農用地区域内の農地の転用、相談・苦情処理窓口なども掲載しています。

- 主な内容: 1 農地転用許可制度の内容, 2 農地転用許可事務の流れ, 3 農地転用許可申請書, 4 審査事項, 5 位置の選定, 6 市街化区域内の届出事務の流れ, 7 農地転用届出書, 8 農用地区域内の農地の転用

コード番号: 26-46 A4判・29頁 定価: 530円(税込)

詳細な説明は「農地転用許可制度の手引(改訂5版)」(コード番号26-29)を併せてご覧下さい。



農地の貸借を進める新しい仕組みができました 農地所有者のみならず、農地中間管理事業のご案内

農地中間管理機構のメリットや借り受け基準、貸付先決定ルールを、農地所有者等に向けて、わかりやすく8つのQ&Aに整理しました。農業委員会が事務委任を受けて、積極的に農地中間管理機構の活用に取り組んだ北海道音更町、参入企業への農地集積に活用した埼玉県羽生市、転作の団地化に活かした滋賀県彦根市の事例も紹介しています。

農地の出し手への説明会や相談活動等の資料として、広くご活用ください。

- ~主なQ&Aの内容~ 『借り受け基準』 どの農地でも借りてくれるのですか? 『貸付先決定ルール』 農地の借り手はどうやって探すのですか? 農地の貸し手にはどんなメリット? など

コード番号: 26-49 A4判・4頁 定価: 46円(税込)

お申し込みは岩手県農業会議へ TEL: 019-626-8545 FAX: 019-629-9210

編集 発行人/事務局長・山田互 〒020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第二産業会館4階) 電話〇一九一六二六―八五四五 印刷/川口印刷工業株式会社